

神栖市創業支援融資利子補給

神栖市では、市内産業の活性化を目的として、創業のために必要な資金の融資を受けた方に対し、金融機関に支払った利子額の補給を行い、創業時の資金繰りを支援します。

対 象 融 資

- ・茨城県が定める創業支援融資
(茨城県創業支援融資、茨城県女性・若者・障害者創業支援融資)
- ・日本政策金融公庫(国民生活事業)に係る創業支援融資

補 助 要 件

- ① 神栖市内で事業所を開設している、または開設を予定していること
- ② (個人事業主のみ) 2025年7月1日以降に対象融資の実行を受けた方については、融資実行日の時点で神栖市に住民票があること
- ③ 2023年4月1日以降に対象融資の実行を受けていること
- ④ 市税の滞納がないこと
- ⑤ 過去にこの補給金の交付を受けていないこと
- ⑥ 暴力団の構成員(その関係者またはその利益となる活動を行う者を含む)でないこと



補 助 内 容

○補助内容(2023年4月1日から2025年12月31日までの融資実行分)

補 給 額 返済した利子額の100%(年間上限20万円)

補給期間 3年間

○補助内容(2026年1月1日以降の融資実行分)

補 給 額 返済した利子額の100%(上限利率1%、年間上限10万円)

補給期間 3年間

※ただし、次に該当する場合、その事実発生日をもって補給期間が終了となります。

- ・融資額の繰り上げ償還を行い、償還を完了した場合
- ・事業所を廃止または市外へ移転した場合
- ・2025年7月1日以降に対象融資を受けた個人事業主が、市外に転出した場合

申請受付期間・期限

2026年1月から12月までに実行された融資に係る補給金の申請を受け付けています。

交付承認申請 : 2026年1月5日(月) ~ 2027年1月29日(金)

交付申請・請求 : 2027年1月4日(月) ~ 2027年2月26日(金)

申請から補給金の交付までの流れについては裏面をご参照ください。

お 手 続 き の 流 れ

1 交付承認申請（初回のみ必要な手続き）

融資の内容等が補助要件を満たしているかを申請書により確認し、3年間の利子に対する補給金の交付を市が承認します。

（1）交付承認申請書等の提出（申請者 ➡ 神栖市）

2027年1月29日（金）まで（土日・祝日・年末年始を除く）に、以下の書類を神栖市企業港湾商工課にご提出ください。

茨城県が定める創業融資の方

- ① 神栖市創業支援融資利子補給金交付承認申請書（様式第1号）
- ② 金融消費貸借契約書の写し
- ③ 返済予定表の写し※
（融資実行日から融資終了日まで）
- ④ 茨城県が定める創業支援融資を受けたことがわかる書類（信用保証決定のお知らせの写しなど）

日本政策金融公庫の創業融資の方

- ① 神栖市創業支援融資利子補給金交付承認申請書（様式第1号）
- ② 借用証書の写し
- ③ お支払額明細書の写し※
（融資実行日から融資終了日まで）
- ④ 融資種別確認同意書

※「返済予定表の写し」または「お支払額明細書の写し」により、3年間の支払い予定利子総額を確認します。

（2）交付承認及び承認通知書の送付（神栖市 ➡ 申請者）

2 交付申請・請求（補給期間中に毎年必要な申請）

毎年、1月から12月までに申請者が金融機関に返済した利子額を確認し、1年ごとに補給金を交付します。

（1）交付申請書等の提出（申請者 ➡ 神栖市）

2027年1月4日（月）から2月26日（金）までの間（土日・祝日・年末年始を除く）に、以下の書類を神栖市企業港湾商工課にご提出ください。

- ① 神栖市創業支援融資利子補給金交付申請書（様式第5号）
- ② 神栖市創業支援融資利子補給金請求書（様式第7号）
- ③ 融資返済証明書または返済を証明するもの※

※金融機関により書類の名称が異なります。



（2）交付決定及び補給金の交付（神栖市 ➡ 申請者）

返済した利子額を「(1)」の申請内容により確認し、1年分の利子額に係る補給金を、あらかじめご指定いただいた口座に対して市から交付します。

